

裁判年月日 令和 3年11月30日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 令2 (ワ) 30735号
事件名 損害賠償請求事件
文献番号 2021WLJPCA11308020

前橋市 (以下省略)

原告	X 1
同所	
原告	X 2
上記兩名訴訟代理人弁護士	山本麻白
東京都渋谷区 (以下省略)	
被告	日本放送協会
同代表者会長	A
同訴訟代理人弁護士	千葉克彦
同	藤浪郁也

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告らに対し、330万円及びこれに対する令和2年10月7日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告から受信料収納業務を受託した会社の従業員が被告の指揮命令・監督下であり、同従業員が被告の受信料について請求・交渉などを行った行為が弁護士法72条に違反する違法な債権回収に当たり原告らに対する不法行為を構成すると主張して、被告に対し、使用者責任に基づき、慰謝料300万円及び弁護士費用相当額30万円の合計330万円の損害賠償金並びにこれに対する不法行為後の令和2年10月7日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 原告らは、平成20年9月7日付けで、被告との間で、契約種別を地上契約とする受信契約を締結した（乙1）。

(2) 原告らは、被告に対し、平成22年4月分から平成26年1月分の受信料を支払ったものの、同年2月分以降の受信料を支払っていない（乙1）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) Bが被告について民法715条1項の「被用者」に当たるか（争点1）

ア 原告らの主張

被告から受信料収納業務を受託したa株式会社の従業員であるBは、被告を名乗って原告ら宅を訪問した。被告は、受信料収納業務の受託会社に対し、最低進捗基準を設けてその成績を管理し（甲6）、受信料収納時の顧客対応についてマニュアルを作成し（甲11）、フローチャート等により業務の手順を指示し（甲5、7）、口座の登録や支払再開数によって報酬を増額しており（甲12）、訪問場所の情報を提供するナビタンやキュービット等の機材を貸与していたことからすれば、その従業員であるBは、被告の指揮監督のもとに被告の事業に従事していたというべきであるから、上記「被用者」に該当する。

イ 被告の主張

最低進捗基準の設定や業務手順の指示は、業務委託において一般的に行われるものであって、口座の登録や支払再開数によって報酬を増額していることも、被告が強引な手法を推奨・容認していることを示すものではなく、いずれも被告による指揮監督を基礎付けるものとはいえない。ナビタンは、受信料収納業務の実施に必要な情報を提供するものであり、キュービットは、カード決済等を行う電子決済端末であって、これらを通じて被告が業務の指揮監督を行っているものではない。したがって、Bが受信料収納業務の受託会社の従業員であったとしても上記「被用者」に当たるとはいえない。

(2) Bの行為が原告らに対する不法行為を構成するか（争点2）

ア 原告らの主張

(ア) Bは、令和2年10月6日、原告ら宅を訪れて、原告X1（以下「原告X1」という。）に対し、受信料不払の事実を伝え、「平成20年に契約し不払になっているため、大変なことになっているので、口座確認のために書いてもらいたい書類がある。」と言った。原告X1が、「契約した覚えはないし、請求が正当であるのかを確かめさせてほしい。」と伝えて支払に素直に応じない態度を示したところ、Bは、原告X1が被告に確認の電話をしている最中に逃走した。

(イ) 原告らは、長期間にわたり受信料を支払っておらず、その支払を拒絶する意思があるにもかかわらず、原告らの不安をあおって説得・交渉したBの上記行為は、弁護士法72条が非弁護士の取扱いを禁ずる「その他一般の法律事件」に関する「法律事務」に当たり、Bが弁護士でなければ同条に違反するものであって、これにより原告らは精神的苦痛を受けるといふ損害を被ったから、原告らに対する不法行為を構成するものである。

イ 被告の主張

原告らは受信契約を締結して受信料の一部を支払っていたから、原告らに対する受信料収納業務は、法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に当たらず、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に当たらない。また、原告らの提出する証拠（甲1の1・2）によっても、任意での支払を求める呼び掛けは弁護士法違反に当たるものではないところ、原告らの主張を前提としても、Bの行為は不払の事実を伝えて支払のための口座振替利用の再申込みを促そうとしたものにとどまり、任意の支払を求める呼び掛けである。したがって、原告らの主張するBの行為が弁護士法72条に抵触する債権回収行為であるとはいえず、原告らに対する不法行為を構成するものであるともいえない。

(3) Bの不法行為による原告らの損害の額（争点3）

ア 原告らの主張

Bの上記(2)の不法行為により原告らの受けた精神的損失を慰藉するためには300万円を下らない賠償が必要であり、本件の不法行為により弁護士を選任するための報酬支払義務が生じたことによる損害はその1割の30万円である。

イ 被告の主張

争う。

第3 争点に対する判断

まず、争点2（Bの行為が原告らに対する不法行為を構成するか）について検討する。

原告らは、Bが上記第2の2(2)ア（ア）のとおり行為をしたと主張し、これが弁護士法72条により非弁護士の取扱いが禁じられた「その他一般の法律事件」に関する「法律事務」に当たり、同条に違反して原告らに対する不法行為を構成すると主張する。

しかし、原告らの主張する事実関係を前提にして、Bが被告の受信料の収納代行をしようとしたものであるとしても、前提事実のとおり、原告らは、被告との間で既に受信契約を締結しており、過去の受信料の一部を支払っていたのであって、令和元年5月には口座振替利用の申込みをしていることがうかがわれることにも照らせば（乙2）、直近の受信料に不払があるとしても、受信料の支払義務に係る法律上の権利義務関係に紛議を生ずるような事情があったとはいえない。

また、原告らの主張する事実関係を前提としても、Bは原告らに対して受信料の不払の事実を告げてその支払のための書類の記入を依頼しようとしたものであり、原告らの支払の意思を確認し、支払の意思があれば支払方法に係る事務手続を案内しようとしたにすぎないものであって、それだけで受信料の支払に向けた説得や交渉をしたと認めることはできないというべきである。

以上のとおりであるから、原告らの主張するBの上記行為は、弁護士法72条所定の「その他一般の法律事件」に関して「法律事務」を取り扱ったものとはいえず、Bが弁護士でなくても同条に違反する違法な行為ということとはできない。このことは、被告と受信料収納業務の受託会社との間の関係等によって左右されるものではない。

なお、仮に上記行為が同条に違反するものであるとしても、これによって原告らに対し金銭賠償によって慰藉すべき精神的苦痛が生じたと認めることもできない。

したがって、上記行為が原告らに対する不法行為を構成するとはいえない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

(裁判官 作田寛之)
